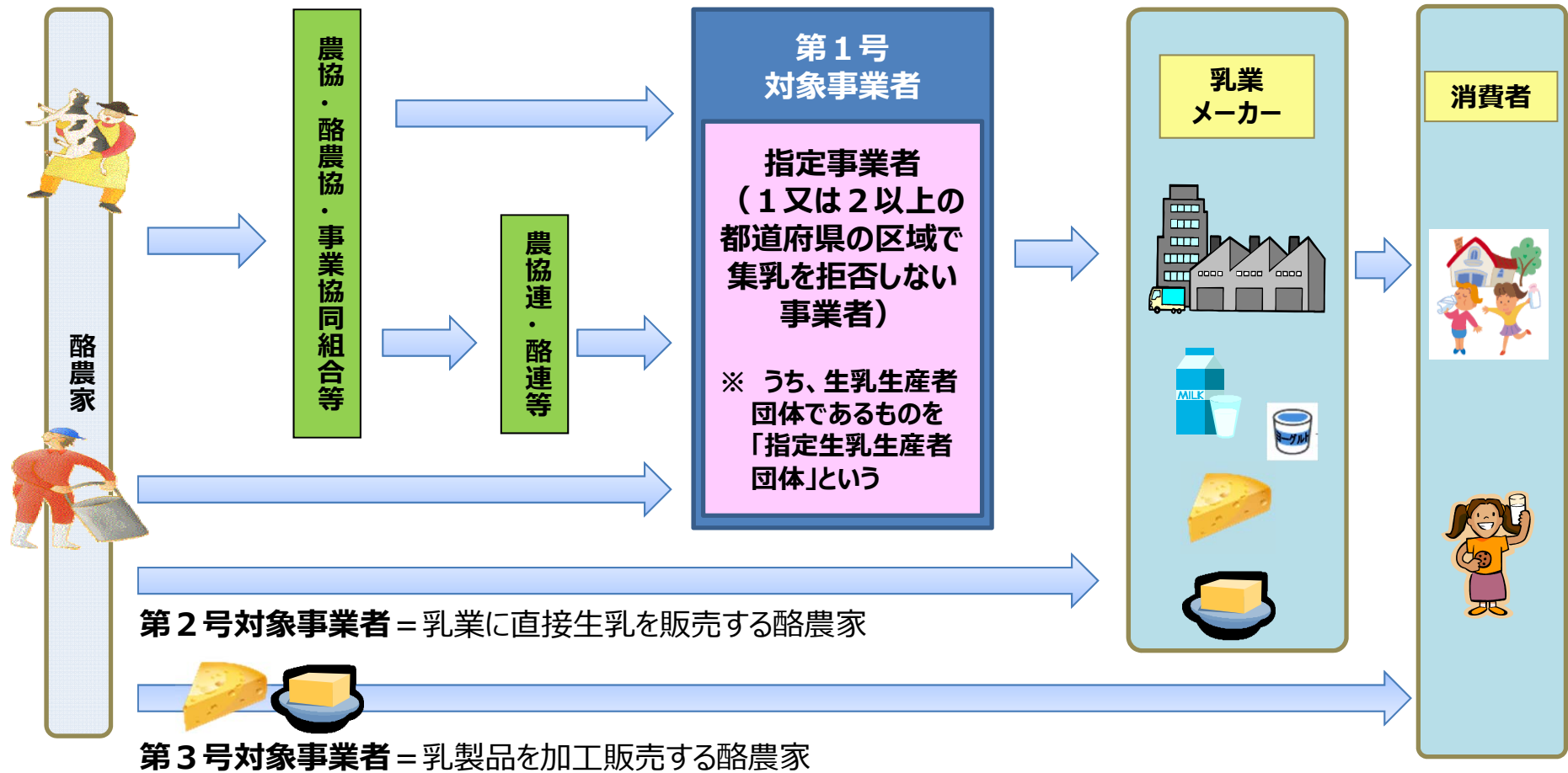


新たな加工原料乳生産者補給金制度について

平成30年4月
農林水産省生産局畜産部 牛乳乳製品課

改正畜産経営安定法における生乳流通

第1号対象事業者＝生乳を集めて乳業に販売する事業者



- **対象事業者（第1～3号）は、毎年度、生乳又は乳製品の年間販売計画を作成して農林水産大臣に提出し、基準を満たしていると認められれば、加工に仕向けた量に応じて生産者補給金等が交付（交付対象数量が上限）。**
- 第1号対象事業者のうち、**集乳を拒否しない等の要件**を満たす事業者は「**指定事業者**」として**指定**され、加工に仕向けた量に応じて**集送乳調整金が交付**。

目次

1 新たな加工原料乳生産者補給金制度の全体像

- | | | |
|--------------------------|---------|---------------------|
| ・ 新たな制度の概要 | P 3 ～ 6 | 生事乳県 |
| ・ 生産者補給金の交付 | P 7 ～10 | 23事乳県 |
| ・ 集送乳調整金の交付 | P11～13 | 指 県 |
| | | 生（申出を拒むことができる正当な理由） |
| ・ その他 | P14 | 乳県 |
| ・ 加工原料乳生産者補給金制度に関する窓口の設置 | P15 | 生事乳県 |

2 生産者補給金等の交付の詳細

- | | | |
|-----------------|---------|-------|
| ・ 生産者補給金等の交付手続き | P 16～17 | 23事乳県 |
| ・ 年間販売計画の作成 | P 18～22 | 23事乳 |

※生＝生乳生産者の方に関する事項

2＝乳業に直接生乳を販売する生乳生産者の方に関する事項（第2号対象事業者）

3＝乳製品を加工販売する生乳生産者の方に関する事項（第3号対象事業者）

事＝生乳受託販売又は生乳買取販売業務を行う事業者の方に関する事項（第1号対象事業者）

指＝第1号対象事業者のうち、指定申請を行う方に関する事項（指定事業者）

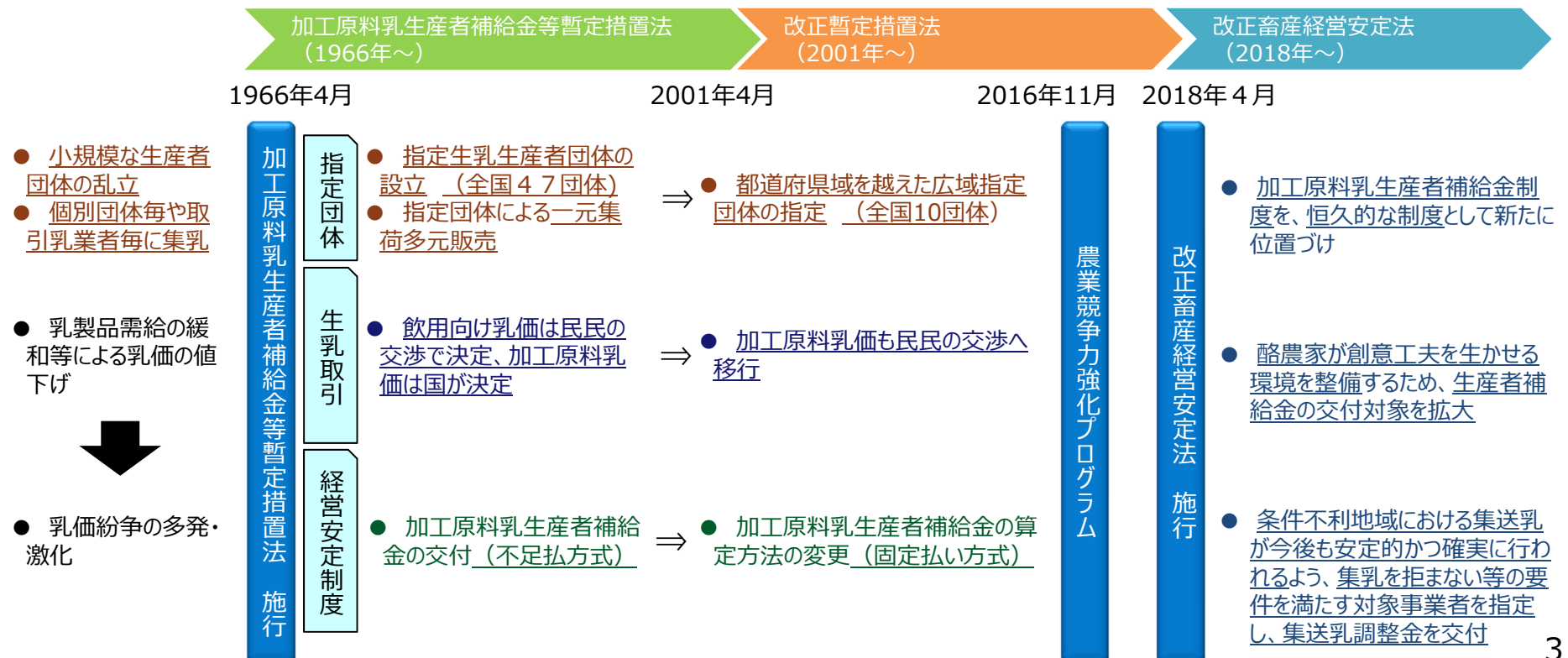
乳＝乳業者の方に関する事項

県＝都道府県庁の職員の方に関する事項

1 新たな加工原料乳生産者補給金制度の全体像

新たな制度の概要①生乳流通に関する法的枠組みの変遷

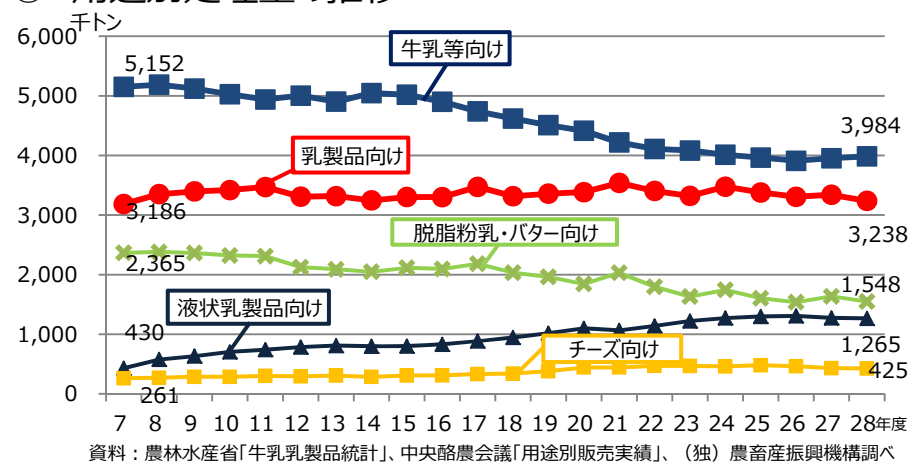
- 1960年代、小規模な生産者団体が乱立し、乳業者と個別に乳価交渉を実施。
- これらの生産者団体は乳価交渉力が弱く、生産者と乳業者との間の乳価紛争が多発していた。
- そのため、暫定措置として、1966年、乳価の低い加工原料乳に限り、指定団体を通じて生産者補給金を交付することとし、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法が新たに制定された（2001年に一部改正）。
- 日本の農業の強化を目的として、2016年11月、政府により、生乳流通改革の方針を含む「農業競争力強化プログラム」が決定。
- これを受け、2018年4月、生産者補給金の交付対象の拡大、集乳を拒まない等の要件を満たすとして指定された事業者への集送乳調整金の交付等を内容とする、改正畜産経営安定法が施行された。



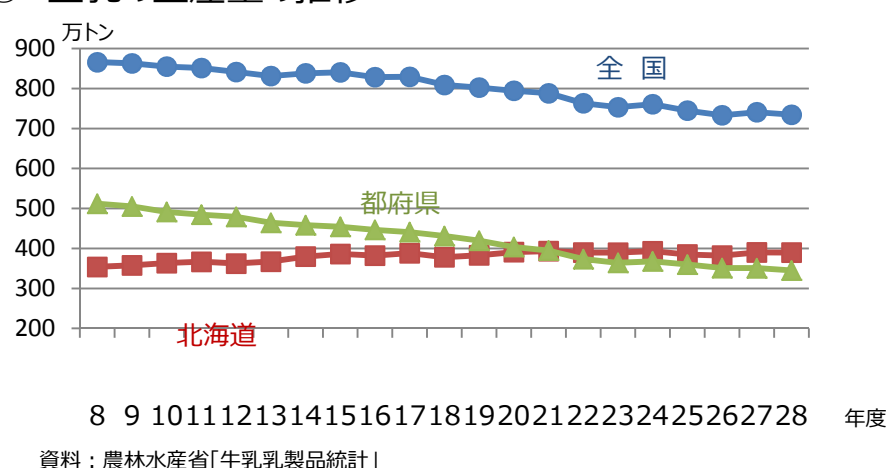
新たな制度の概要②今回の生乳流通改革の見直しの背景

- 生乳の需給は、暫定措置法制定時（1960年代）とは異なり、近年は飲用牛乳等向けは少子化や競合する他飲料の消費の増加等から減少傾向。一方で、生クリームやチーズなどの乳製品の消費は増加し、今後も増加が見込まれる。これらの消費者ニーズに対応する必要。

○ 用途別処理量の推移



○ 生乳の生産量の推移



○ 生乳取扱量の推移

単位：万トン

	H20年度	H25年度	H28年度
生乳生産量	794.5	744.7	734.6
指定団体	764.8 (96.3%)	720.5 (96.8%)	707.2 (96.3%)
指定団体以外	29.7 (3.7%)	24.2 (3.2%)	27.4 (3.7%)

新たな制度の概要③今回の見直しの内容

(改正法の公布：2017年6月16日、施行：2018年4月1日)

改正の内容

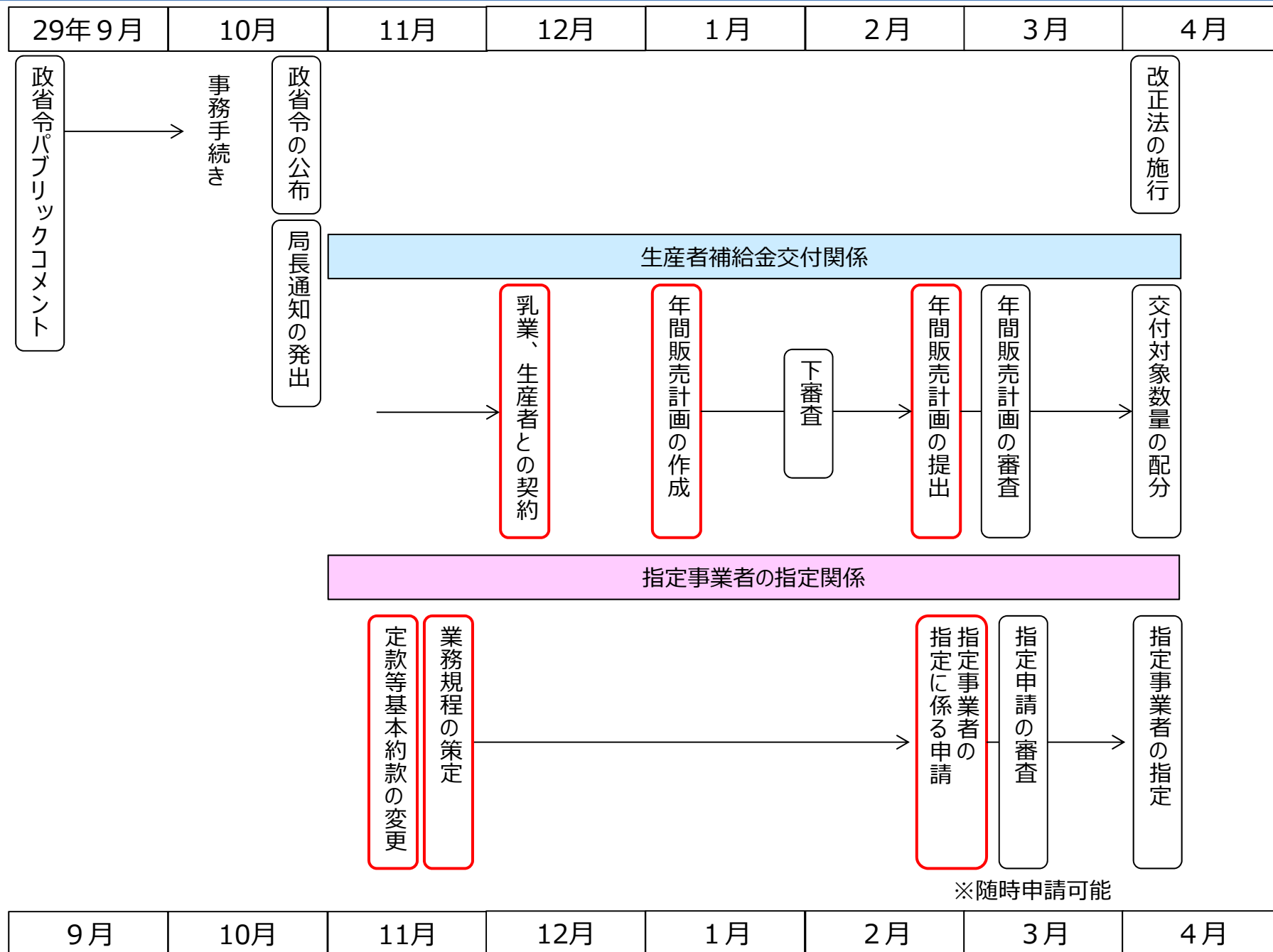
- 暫定措置法制定当時の状況から大きく変化したことから、暫定措置法に基づく生産者補給金制度を、恒久的な制度として新たに位置づける。
- 酪農家が創意工夫を生かせる環境を整備するため、指定団体を經由せずに加工原料乳として仕向けた場合にも、生産者補給金を交付する。
- 条件不利地域における集送乳が、今後も安定的かつ確実に行われるよう、集乳を拒まない対象事業者を指定し、集送乳調整金を交付する。

効果

- 生産者補給金制度が安定的な制度となり、畜産経営の安定に寄与。
- 生産者補給金の交付対象の拡大により、
 - ① 生産者の生乳の出荷先等の選択肢が広がる。創意工夫による所得向上の機会を創出しやすくなる。
 - ② 現在の指定団体である農協・農協連の、流通コストの削減や乳価交渉の努力を促進する。
 - ③ これまで飲用向けばかりに出荷していた者を、バター等の加工原料乳向けにも販売する方向に誘導。
- 指定事業者は安定的な集送乳を引き続き実施

⇒ 需給状況に応じた乳製品の安定供給の確保、畜産経営の安定を図る

新たな制度の概要④改正畜産経営安定法の施行までのスケジュール



生産者補給金の交付①年間販売計画の作成

○年間販売計画の記載事項、添付書類

●記載事項

- ・対象事業者の概要（名称、住所、契約生産者数等）
- ・取り扱う生乳の生産される地域（都道府県）
- ・年間の月ごとの用途別の販売予定数量、価格（総括表、乳業者ごとの個表）
- ・生産者補給金の交付の業務の内容
- ・特定乳製品の製造に係る施設の概要

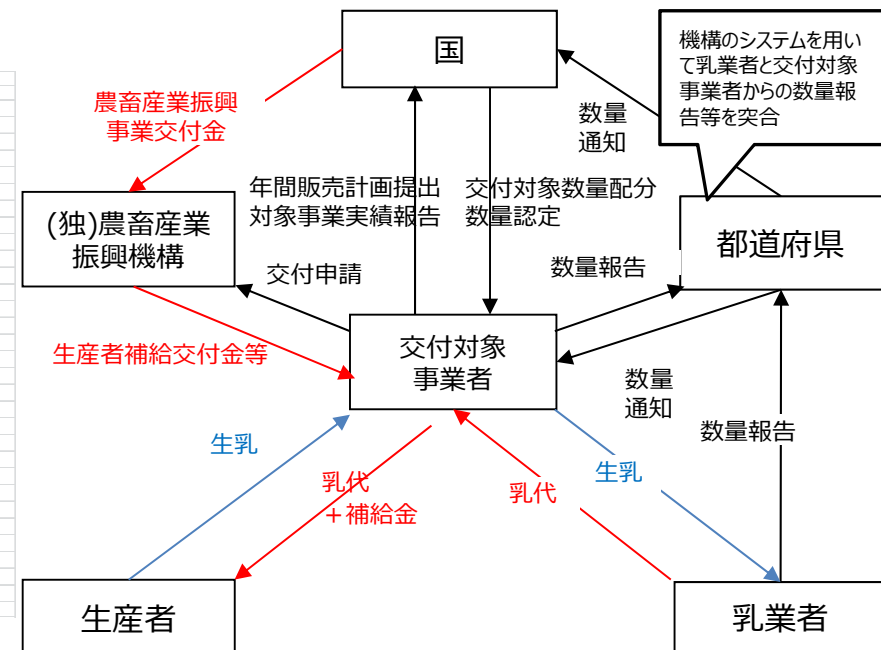
●添付書類

- ・乳業との契約書の写し
 - ・年間の月ごとの用途別の販売予定数量を証する書類（乳業者ごとの契約数量、前年度実績等）
 - ・生乳検査体制（検査項目、検査施設等）等
- （必要に応じて、農林水産大臣が法第12条第3項の規定による交付対象数量の通知をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求める）

○年間販売計画（様式一部抜粋）

別記様式第1号 別紙2 別添 乳業者・全国連委託別年間販売計画個別表（個表）		（単位：kg、円/kg）												管理番号
乳業者名	項目	年間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
生乳の販売計画	特定乳製品向け（加工原料乳）	販売予定数量												
		前年度実績												
		販売予定価格												
	脱脂粉乳・バター等向け	販売予定数量												
		前年度実績												
		販売予定価格												
	チーズ向け	販売予定数量												
		前年度実績												
		販売予定価格												
	クリーム等向け	販売予定数量												
		前年度実績												
		販売予定価格												
生乳の販売計画	クリーム向け	販売予定数量												
		前年度実績												
		販売予定価格												
	濃縮乳向け	販売予定数量												
		前年度実績												
		販売予定価格												
	脱脂濃縮乳向け	販売予定数量												
		前年度実績												
		販売予定価格												
	脱脂牛乳等向け	販売予定数量												
		前年度実績												
		販売予定価格												
生乳の販売計画	合計販売予定数量													
	合計前年度実績													

○手続きの流れ

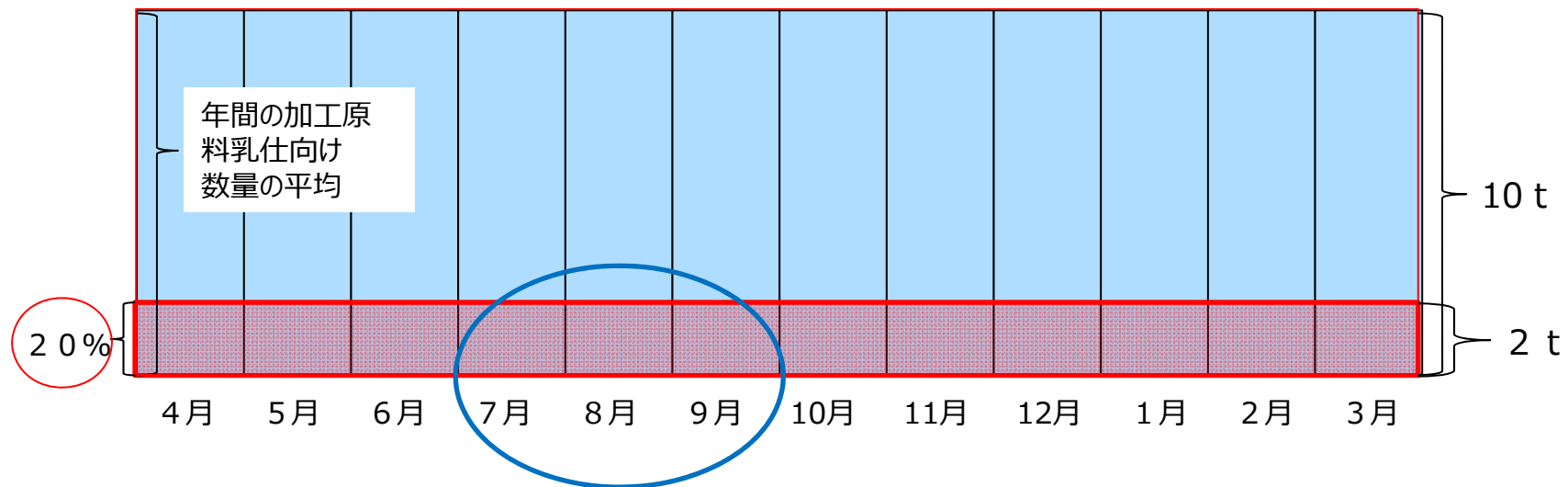


生産者補給金の交付②年間販売計画の基準の考え方

- 年間を通じた用途別の需要に基づく安定取引は、加工原料乳への仕向け予定数量が最も少ない月であっても、年間の加工原料乳仕向け予定総数量を12等分した数量の概ね2割が加工原料乳に仕向けられていることを基本とする。

- ・ 用途別の需要に基づく安定取引の結果として、我が国における、毎月の加工原料乳仕向け数量はおおよそ平均値 $\pm 80\%$ （ $20\% \sim 180\%$ ）の範囲内で変動しているところ。（H23～28）
- ・ これを踏まえ、最も少ない月であっても、最低限、加工原料乳に仕向けるべき数量は、年間の加工原料乳仕向け予定総数量を12等分した数量（＝平均）の20%を基本的な考え方とする。

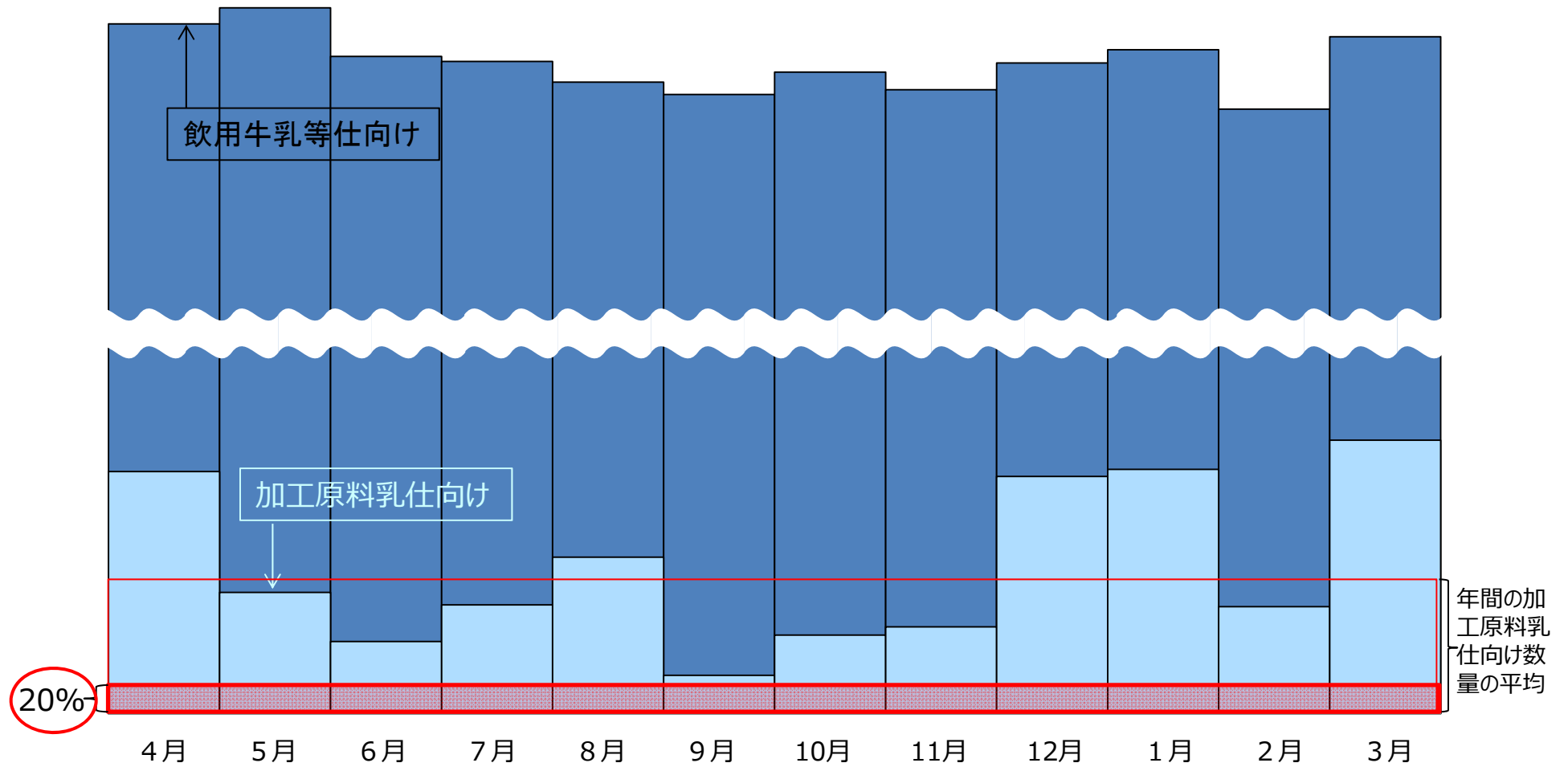
○ 年間で加工原料乳に120 t 仕向ける場合（イメージ）



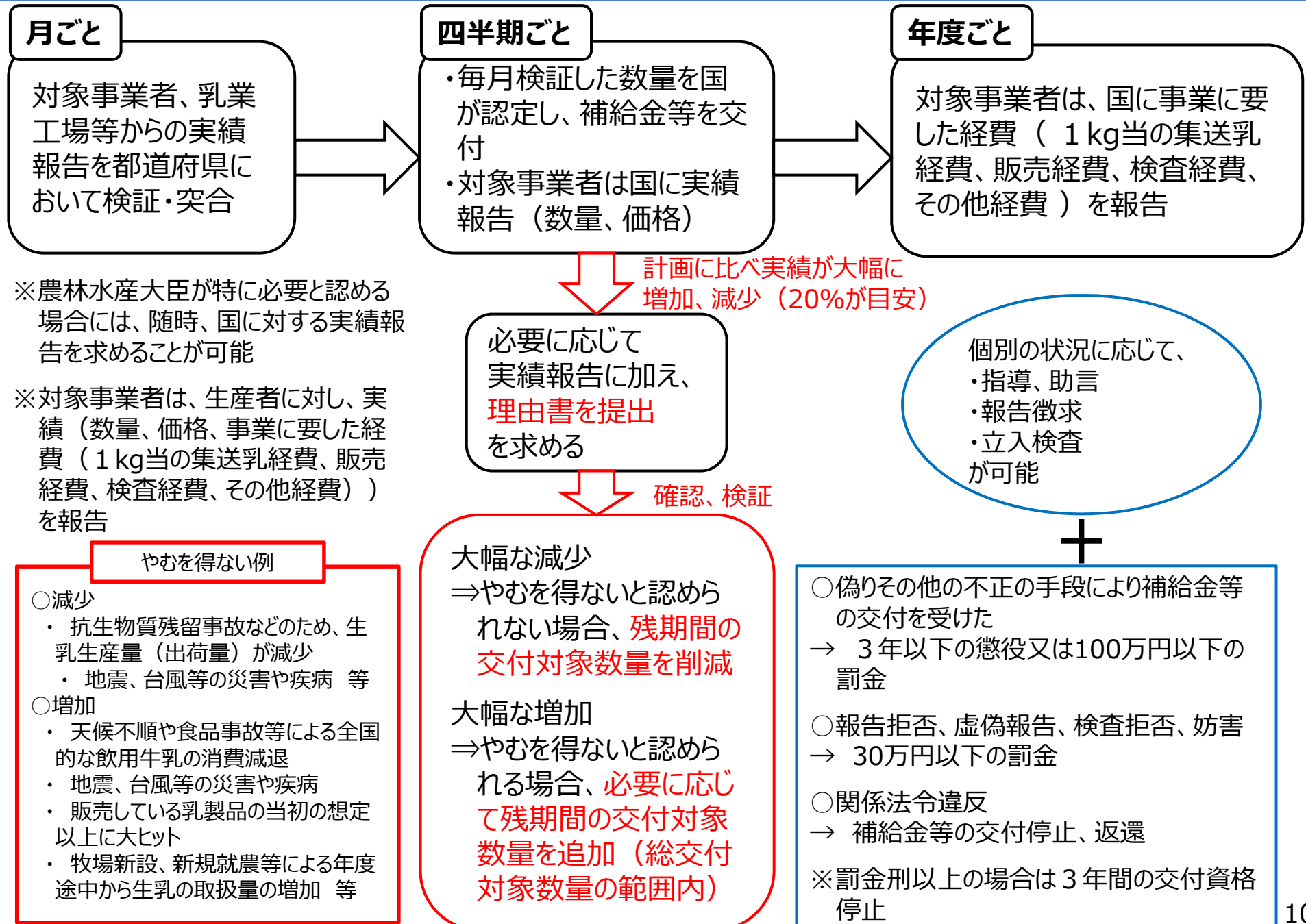
飲用牛乳向け需要が多い夏場でも年間平均の20%は仕向ける計画とする必要

生産者補給金の交付③年間販売計画の基準の考え方

(イメージ)



生産者補給金の交付④事業実績の報告、確認



集送乳調整金の交付①指定事業者の指定

指定事業者の指定の考え方

例えば、酪農家の牧場所在地が乳業工場から距離が遠いこと等により相対的に高い集送乳経費を要する区域を含め、指定申請に係る地域（法第17条第1項の地域をいう。以下同じ。）内であまねく集送乳を行うことを確保するというために交付するものという集送乳調整金の趣旨を踏まえ、指定事業者の指定に当たっては、事業者の申請について、総合的に判断。

→生産局長通知P.2 2（1）**第一号対象事業者の指定の要件の主な留意点**を参照。

○法第17条

（第一号対象事業者の指定）

第十七条 都道府県知事（第十二条第二項第一号ロの地域が一の都道府県の区域を超える第一号対象事業者の場合にあつては、農林水産大臣。第十九条第二項並びに第二十条第一項及び第二項において同じ。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認められる第一号対象事業者を、その申請により、指定事業者として指定することができる。

- 一 生産者補給金の交付の業務及び集送乳調整金に係る業務を適正かつ確実に実施できると認められること。
 - 二 定款その他の基本約款において、生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しが年間を通じて安定的に行われる見込みがない場合その他の農林水産省令で定める正当な理由がある場合を除き、第十二条第二項第一号ロの地域内で生産される生乳についての生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しの申出を拒んではない旨が定められていること。
 - 三 前号の地域が、一又は二以上の都道府県の区域（その区域の自然的経済的条件に照らして、当該区域において一体として集送乳をすることが困難と認められる場合において、農林水産大臣が都道府県知事の意見を聴いて当該区域を分けて区域を定めたときは、その区域）を単位とするものであること。
 - 四 生産者補給金の交付の業務及び集送乳調整金に係る業務に関する規程（以下「業務規程」という。）において、生産者補給金及び集送乳調整金の金額の算定及びその交付の方法、集送乳に係る経費の算定の方法その他の事項が農林水産省令で定める基準に従い定められていること。
 - 五 第二十条第一項又は第二項の規定により指定を解除され、その解除の日から二年を経過しない者でないこと。
- 2 前項の申請には、農林水産省令で定めるところにより、定款その他の基本約款及び業務規程を添付しなければならない。
 - 3 生乳生産者団体は、第一項の申請をする場合には、あらかじめ、その申請及び業務規程につき、総会の議決を経なければならない。

集送乳調整金の交付②指定事業者の指定

○施行規則第19条

（正当な理由に関する指定の要件）

第十九条 法第十七条第一項第二号の農林水産省令で定める正当な理由は、次に掲げるものとする。

- 一 当該委託又は売渡しの申出に係る生乳の数量が、季節的な変動要因を超えて増減していること。
- 二 当該委託又は売渡しの申出が、短期間の取引を求めるものであること。
短期間の例：飲用需要が減少する年末年始のみ 等
- 三 当該委託又は売渡しが特定の用途への生乳販売を条件とするものであること。
特定用途の例：飲用牛乳向けのみを条件とするような場合
特定の乳業者への販売のみを条件とするような場合 等
- 四 当該委託又は売渡しの申出に係る生乳の品質が、当該指定事業者が統一的に定める基準に適合しないものであること。
統一的に定める基準の例：無脂乳固形分の含有比率等の乳成分、体細胞数等の生乳の品質に関わる規格 等
- 五 当該委託又は売渡しの申出に係る生乳の数量が、当事者が合意することなく、当該指定事業者との間で約定された数量から大幅に増減していること。
- 六 当該委託又は売渡しの申出が、業務規程において生乳買取販売のみを行うこととしている指定事業者に対する委託の申出若しくは業務規程において生乳受託販売のみを行うこととしている指定事業者に対する売渡しの申出であること又は次条第一号から第三号までに掲げる業務規程の基準に適合しない申出であること。
- 七 当該委託又は売渡しの申出を行つた者が、当該申出に関し偽りその他不正の行為を行つたこと。
該当する場合の例：契約上明記された生乳生産に係る農薬等の使用の記録及び保管が適正に行われないため、事業者が改善を要求したにもかかわらず、依然として措置がとられない場合 等
- 八 当該委託又は売渡しが法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであること。

※ 当事者間の合意があれば、全量委託など様々な契約の形態が可能（強制した場合には独占禁止法違反となる可能性）。

※ 正当な理由について、問い合わせ窓口への問い合わせや現場への聞き取り等により、具体的な事例を分類した上で例示。

※ 例えば、① 2つのバルクからそれぞれに出荷、② 1つのバルクから隔日でそれぞれに出荷、③ 農場別に出荷等の方法は正当な理由には当たらないと考えられる。

集送乳調整金の交付③指定事業者の指定

○施行規則第20条

（業務規程に関する指定の要件）

第二十条 法第十七条第一項第四号の農林水産省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 生産者補給金及び集送乳調整金の金額の算定及びその交付の方法については、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）から交付を受けた生産者補給交付金及び集送乳調整金の金額に相当する金額を、それぞれ生産者補給金及び集送乳調整金として、当該第一号対象事業者に生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しをした者に対し、その委託又は売渡しの生乳の数量を基準として交付することとしていること。
- 二 集送乳に係る経費の算定の方法については、集送乳に要した経費について生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しを行つた者間での平準化の措置がとられていること。
- 三 生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しを行う者と契約を締結するに当たっては、当該契約に係る生乳の一キログラム当たりの集送乳に要する経費の額及びそのうち生乳の生産者が負担する額を、いずれも明らかにすることとしていること。
- 四 正当な理由に当たるものを除き、委託又は売渡しを受ける条件を付していないと認められること。

○施行規則第21条

（指定申請書及び業務規程の提出）

第二十一条 法第十七条第二項の規定による指定申請書並びに定款その他の基本約款及び業務規程の提出は、次に掲げる書類を添えてしなければならない。

- 一 生乳生産者団体にあつては、法第十七条第三項に規定する議決をした総会の議事録の写し
- 二 当該第一号対象事業者が法第十二条第二項第一号ロの地域内の全部又は大部分の区域から集送乳を行い、又は行う見込みが確実であると認められることを証する書類その他都道府県知事（同号ロの地域が一の都道府県の区域を超える第一号対象事業者にあつては、農林水産大臣）が法第十七条第一項の規定による指定をするかどうかの判断に関し必要と認める書類

○現行制度を踏襲する主な事項

- ・ 加工原料乳の対象となる乳製品（法第2条第2項）
⇒ 脱脂粉乳・バター、チーズ、生クリーム等（施行令第1条）
- ・ 対象事業者ごとの生産者補給金等の交付対象となる加工原料乳数量の認定方法（法第十四条第1項）
⇒ 毎月、乳業工場ごとに生乳の搬入実績、乳製品の製造実績等を検証・突合し、四半期ごとに認定（施行令第9、10条）
- ・ 農畜産業振興機構による乳製品の輸入、売渡し（法第24～第33条）
⇒ 指定乳製品等の入札による売渡しの手続等を規定（施行令第13条～第19条）
- ・ 指定団体における員外利用の制限の緩和 ⇒ 農協法上の20／100の制限を100／100まで緩和

加工原料乳生産者補給金制度に関する問い合わせ窓口の設置

- 農水省ＨＰに加工原料乳生産者補給金制度に関する問い合わせ窓口を設置（平成29年10月27日（金）～）

HP掲載場所：ホーム＞生産＞畜産部ホームページ＞牛乳・乳製品＞加工原料乳生産者補給金制度について＞加工原料乳生産者補給金制度に関する問合せ窓口

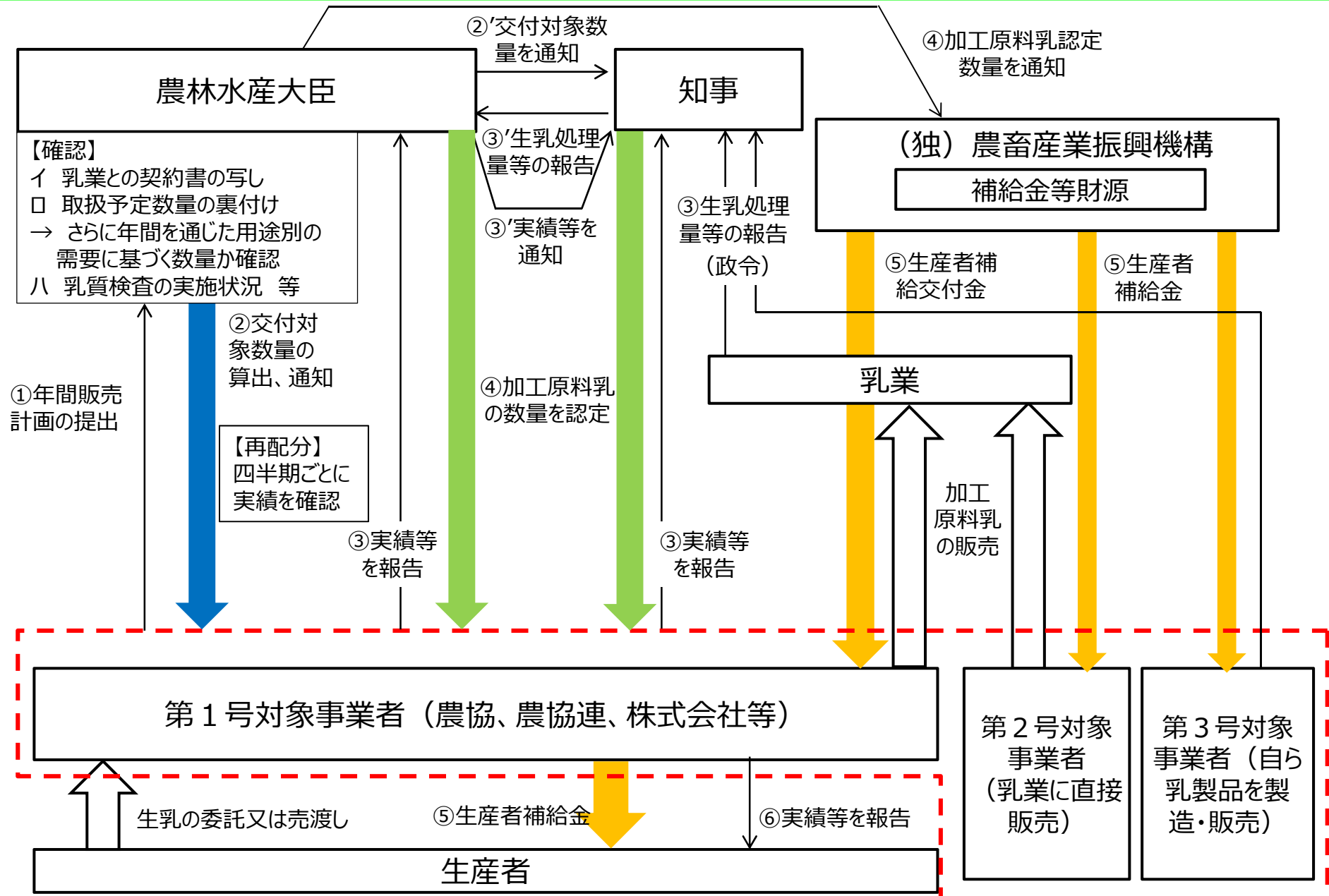
- この問い合わせ窓口は、生産者をはじめとした幅広い酪農・乳業関係者の皆様と農林水産省を結び、新たな加工原料乳生産者補給金制度に円滑に移行するとともに、新制度への移行後は、制度を円滑に運用するために設置したものです。

- このため、
 - ・ **改正された畜産経営安定法や関係する政省令、通知等の解釈を教えてほしい**
 - ・ **自分たちが進めようとしている取組が、今回の改正法や政省令、通知（指定事業者が生乳取引の申出を拒むことが出来る正当な理由など）等の考え方と合っているか知りたい**といったことを含め、**制度全体について、疑問点や御相談等をお伝えください。**

※ 内容によっては、メールで回答させていただくことや、直接電話で連絡をとってお話をお伺いすることもありますので、御協力ください。

2 生産者補給金等の交付の詳細

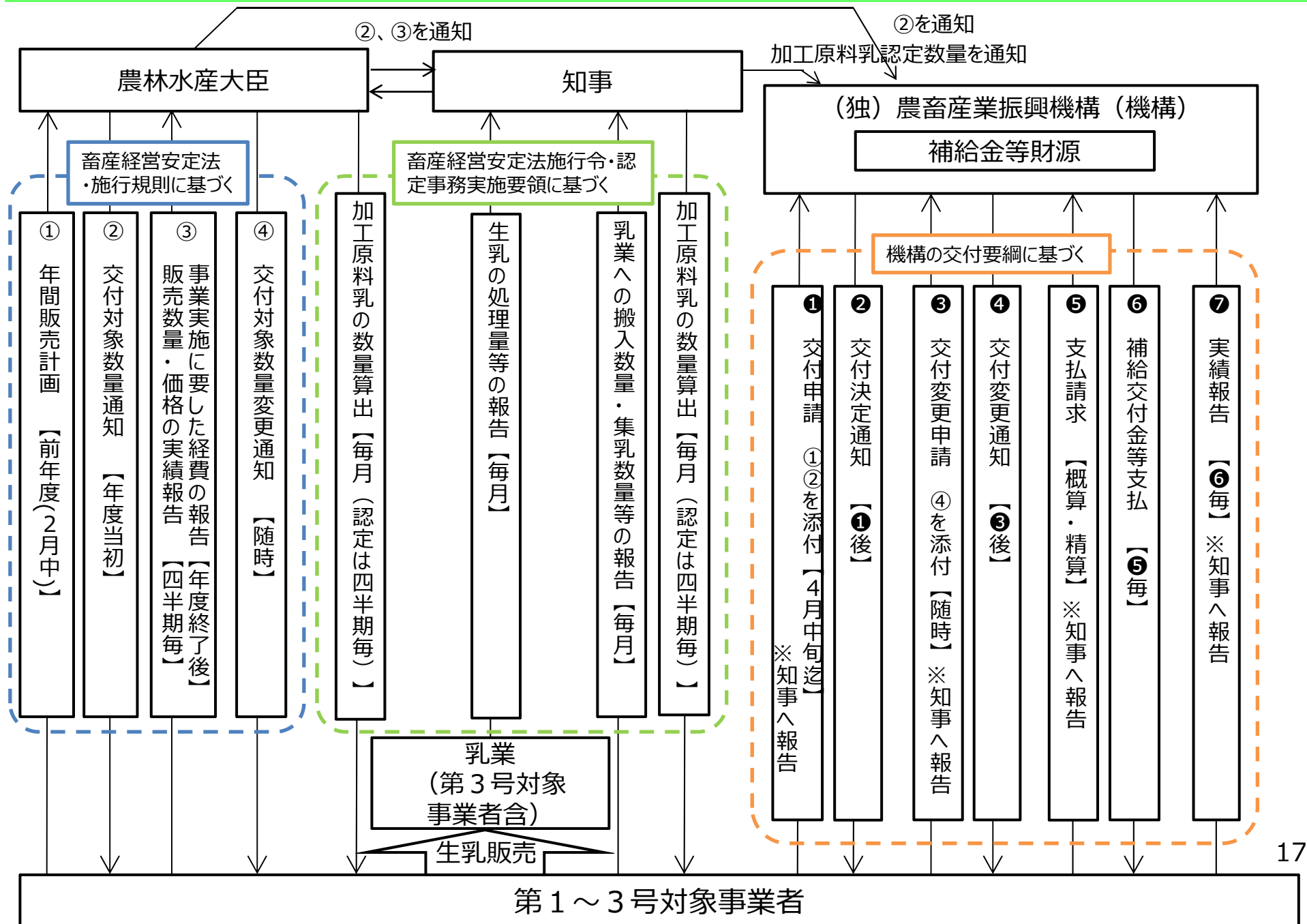
生産者補給金等の交付手続き①生産者補給金、集送乳調整金の交付スキーム



※④の加工原料乳の数量認定については、その活動範囲が1県内である場合は知事、複数の県にまたがる場合は大臣が行う。

※集送乳調整金は、指定事業者に対して、認定された加工原料乳数量に基づき、⑤生産者補給金の交付にあわせて交付。

生産者補給金等の交付手続き②交付手続き等（案）



(参考) 年間販売計画の作成①年間販売計画の提出から実績報告までの流れ

前年2月中

① 年間販売計画の提出

3月中

② 年間販売計画の審査

審査後、
当初予算成立後

③ 交付対象数量の配分

毎月
(上・下旬)

④ 乳業工場別搬入生乳
数量等を報告

毎月

⑤ 加工原料乳の数量等
の通知

四半期・
会計年度終了後

⑥ 対象事業の実績報告

対象事業者の手続き (①、④、⑥)

① 生産者補給金等の交付を受けようとする**対象事業者**は、生乳等の販売に関する計画（以下「**年間販売計画**」という。）を作成し、**農林水産大臣**（以下「**大臣**」という）に提出

④ 交付対象数量の通知を受けた**対象事業者**（以下「**交付対象事業者**」という。）は、**毎月**、大臣又は都道府県知事（以下「**知事**」という）に**乳業工場別に搬入した生乳数量等**を報告

⑥ **交付対象事業者**は、
(1) 生乳又は特定乳製品の**販売数量及び価格**を**四半期終了後**、
(2) 対象事業に要した経費（販売手数料、集乳・送乳、C S、乳質検査費）を**毎会計年度終了後2ヶ月以内**に大臣に報告

行政の手続き (②、③、⑤)

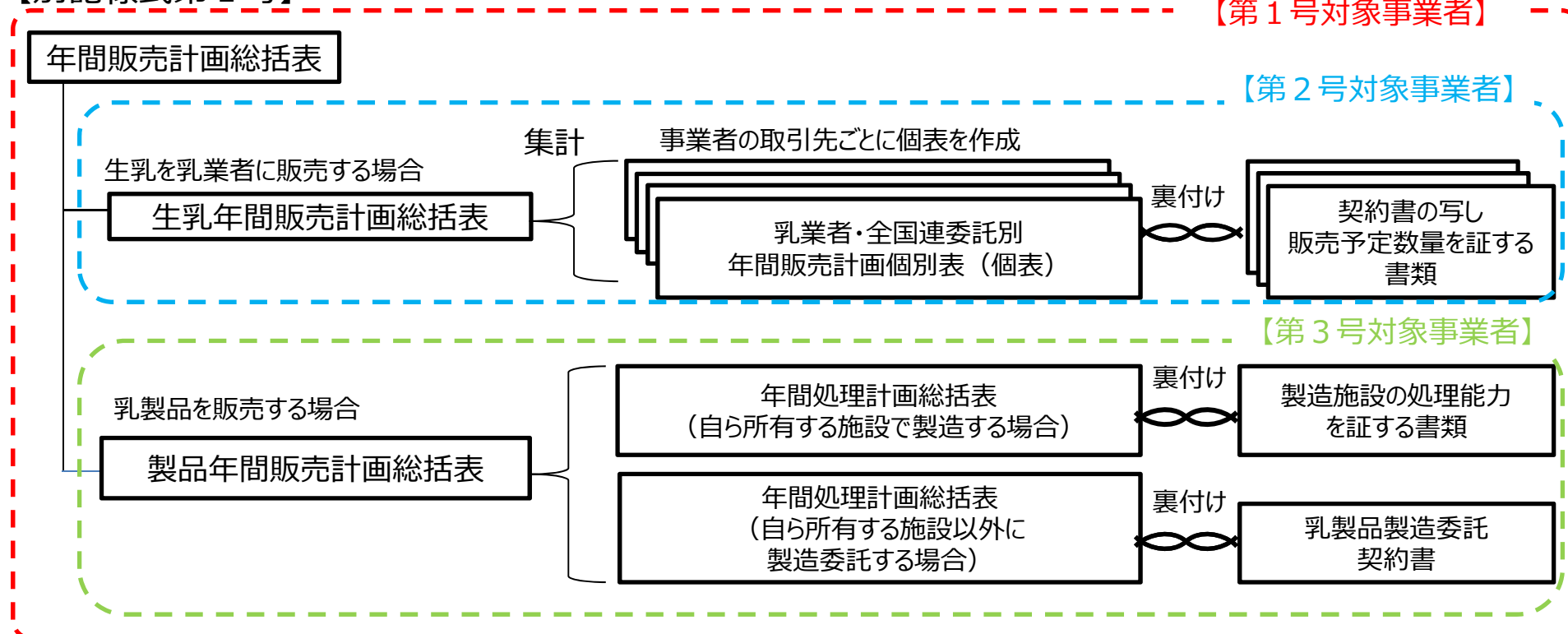
② **大臣**は、年間販売計画が施行規則第14条各号に規程する**基準に合致するものであるかを審査**
交付対象数量の通知の判断に関し、
(1) **必要と認める書類を対象事業者から徴収**
(2) 必要と認める場合には、**年間販売計画の修正・再提出を要求**

③ **大臣**は、年間販売計画のうち適当と認めた数量に応じて**総交付対象数量を事業者ごとに按分し、通知**
販売予定数量の合計が総交付対象数量に達しないときは残余を調整用として留保
大臣は、総交付対象数量を超えない範囲で**交付対象数量を変更できる**

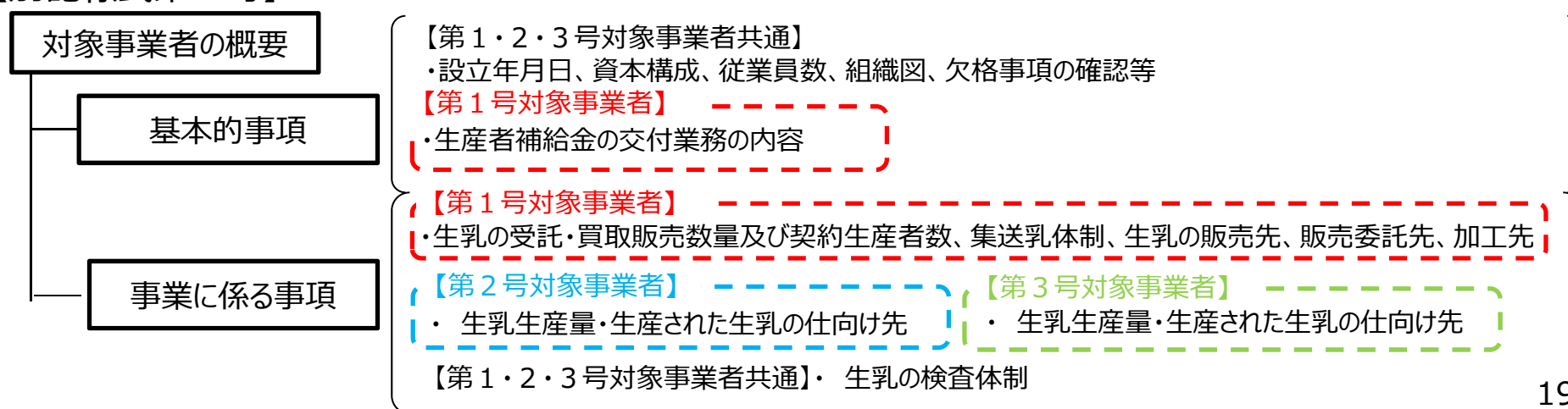
⑤ **大臣又は知事**は、交付対象事業者及び乳業工場からの**報告の突合結果に基づき、加工原料乳の数量を算出し、毎月、交付対象事業者ごとに通知**
また、**大臣又は知事**は四半期ごとに加工原料乳の**数量を認定**

年間販売計画の作成④年間販売計画の構成

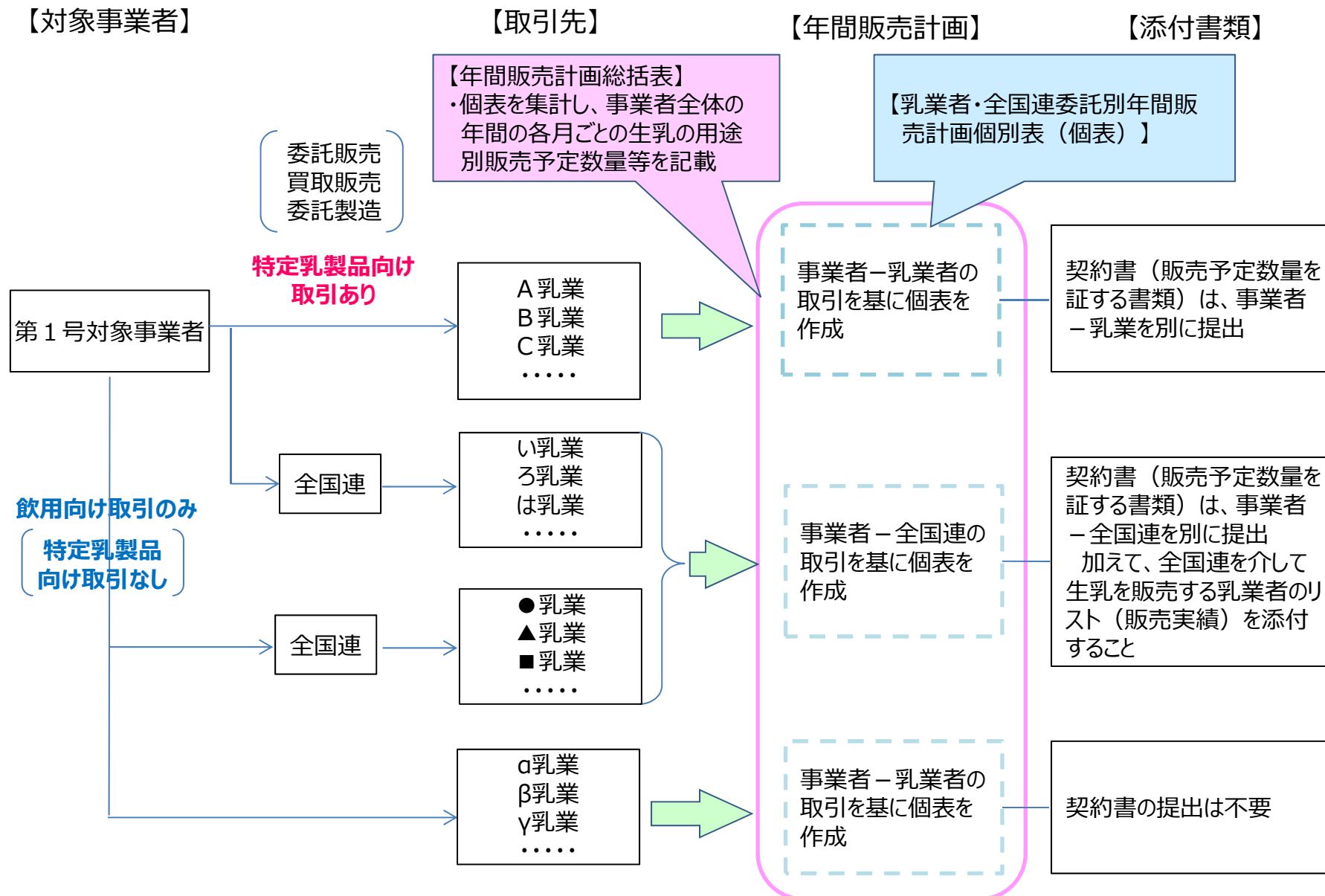
【別記様式第1号】



【別記様式第2号】



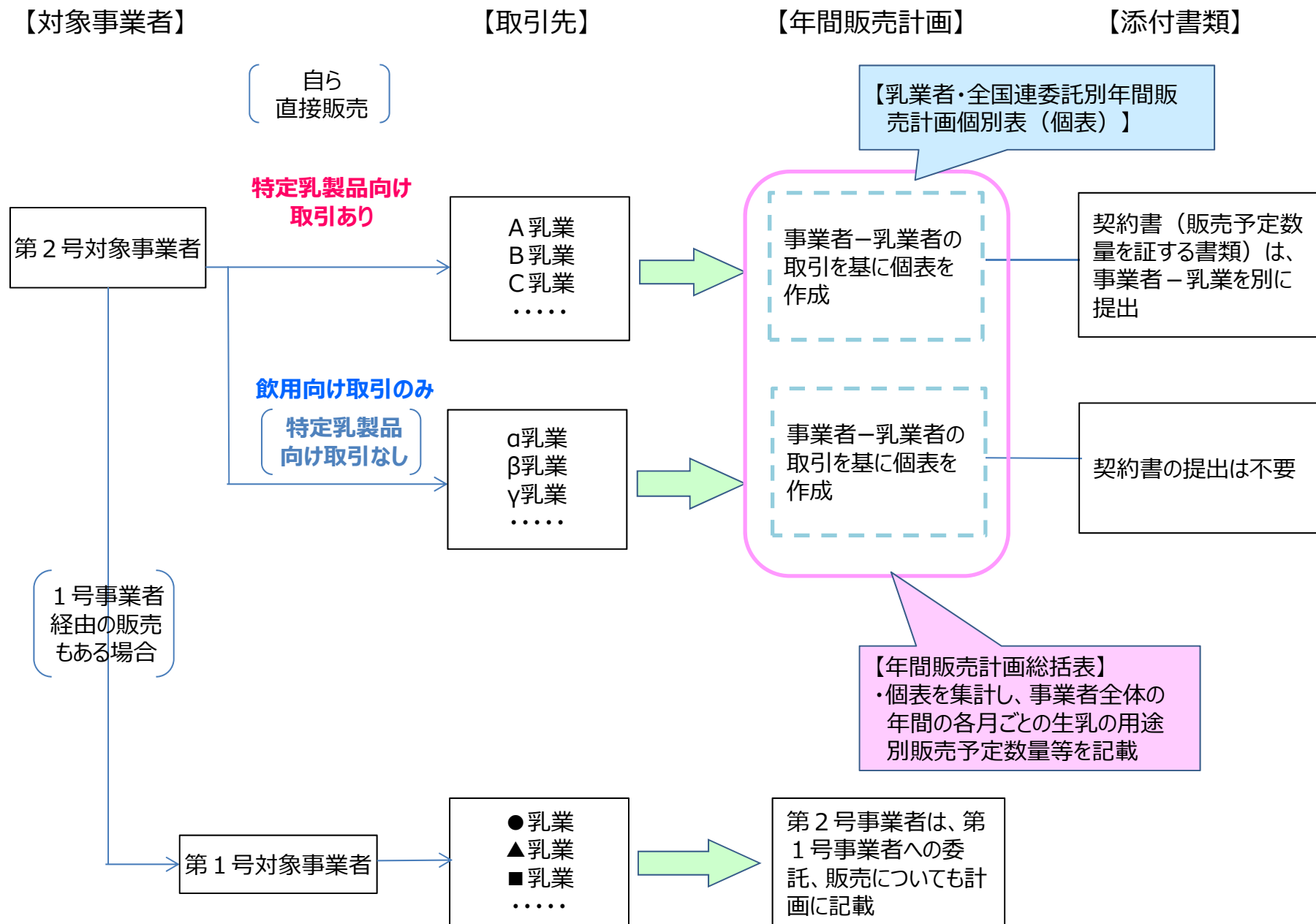
(参考) 年間販売計画の作成⑤年間販売計画の作成フロー【第1号対象事業者】



注：直接取引関係のある乳業者に全国連を介して販売している場合は、乳業者の個表に寄せて集計

注：個別については、乳業者・全国連別に作成することが基本であるが、総販売予定数量の下位5%を占める乳業者分については個表をまとめることもできる。

(参考) 年間販売計画の作成⑥年間販売計画の作成フロー【第2号対象事業者】



(参考) 年間販売計画の作成⑥年間販売計画の作成フロー【第3号対象事業者】

